

「登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の考え方(案)

1 制度の趣旨

登別市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現する一つの手段として、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を創設します。なお、本制度の運用にあたっては新たに要綱を作成しての対応となります。

2 制度導入の背景

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的マイノリティ*である2人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市はこの宣誓に対し、宣誓書受領証や受領証カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、行政サービスのほか、民間サービスにおいてもこれまで受けることができなかったサービスが受けられる場合が出てくるなど広がりを見せています。

令和6年4月1日現在、パートナーシップ制度は全国で456自治体で導入されておりますが、そのうち47%にあたる216自治体では、パートナーの子等も含めて家族として証明するファミリーシップ制度が導入されております。令和4年8月現在の割合は19%であったことから、近年におけるファミリーシップ制度の必要性が高まっている状況にあります。

このことから市は、当事者のみならず「家族」を意識した制度に移行しているとの考えから、パートナーシップに加えて、家族も対象としたファミリーシップを併せて導入することとします。

*性的マイノリティ～性的指向が必ずしも異性愛のみではない者、又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる方と本制度では定義しています。

3 パートナーシップ・ファミリーシップの定義

- (1) パートナーシップ～互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した、双方又は一方が性的マイノリティである2人の関係をいいます。
- (2) ファミリーシップ～パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子(養子を含む。)又は当該パートナーシップにある者の親(養親を含む。)との家族としての関係をいいます。

4 宣誓をすることができる方

次のいずれにも該当するパートナーシップの関係にある2人は、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓することができます。

- (1) 双方がともに成年に達していること。

- (2) 双方若しくは一方が市内に住所を有すること又は双方若しくは一方が宣誓の日から概ね3月以内に他市区町村から本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がいないこと、及び当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族)の関係でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。

5 制度利用の流れ

- (1) 宣誓する日時等について事前に市に連絡して日程を調整します。
- (2) 戸籍等の必要書類を揃えて、2人で市役所に来庁します。
- (3) 自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に、必要書類を添付して市長(担当部署)に提出します。(自ら記入できないと市長が認めたときは、代筆できます。)
- (4) 市が申請書の内容を審査して、宣誓対象者の要件を満たす場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証と同受領証カードを交付します。(交付は後日になる場合があります。)

6 必要な書類

- (1) パートナーシップ
 - ① 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は本市への転入を予定していることがわかる書類
 - ② 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は配偶者がいないことを証明する書類その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
 - ③ 本人確認ができる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可書又は資格証明書等であって、本人の顔写真が添付されたもの)
- (2) ファミリーシップ
 - ① 戸籍その他の当該親子関係を証明する書類
 - ② 当該子にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
 - ③ 当該子及び親が署名した同意書
 - ④ 本人確認ができる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可書又は資格証明書等であって、本人の顔写真が添付されたもの)

7 通称名について

性別違和等で通称名の使用を希望する場合は、宣誓書において戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができます。通称名の使用にあたっては、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の添付が必要です。

8 交付する書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

【イメージ】

The image shows two sample forms for the Partnership and Familyship Declaration Certificate. The left form is the 'Declaration Certificate' (宣誓書受領証) and the right form is the 'Declaration Certificate Card' (宣誓書受領証カード).

Left Form: 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

Partnership Declaration: _____ 様 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

Familyship Declaration: _____ 様 _____ 様
年 月 日生(続柄) 年 月 日生(続柄)

宣誓日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

登別市長

Right Form: 登別市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード

本人: _____ 様 パートナー: _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する
条例に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされ
たことを証します。

第 _____ 号
宣誓日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 登別市長 _____

9 受領証等の再交付

受領証等を紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により、受領証等の再交付を申請することができます。

10 受領証等の記載事項変更

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届の提出が必要です。

(1) 変更届の提出が必要な場合

- ① 宣誓者又はファミリーシップ対象者の氏名又は通称名の変更があったとき。
- ② 宣誓者のいずれかに住所の変更(市外転出は除く。)があったとき。
- ③ ファミリーシップ対象者の追加又は削除するとき。

(2) 変更届の添付書類

- ① 氏名の変更・・・ 戸籍個人事項証明書(抄本)又は日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類
- ② 住所の変更・・・ 住民票の写し
- ③ ファミリーシップ対象者の追加・・・ ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

11 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届に受領証等を添えて、返還しなければなりません。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。ただし、他の一方が返還を希望しない場合は、この限りでない。
- (3) 双方が市外に転出したとき。(転勤、親族の疾病その他やむを得ない事情により、双方が一時的に転出した場合及び自治体間での相互利用する場合を除く。)
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

12 宣誓の無効

虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該受領証等を無効とします。

13 自治体間での相互利用

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間での相互利用に関する協定を締結した自治体に転出入する場合に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓等継続届を提出したときは、転出元自治体が交付した受領証等を転出先でも継続して使用することができます。

14 宣誓書等の保存

宣誓書等は、30年間保存します。また、受領証等の返還などの場合は、5年間となります。

15 周知啓発について

市民及び事業者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動に努めます。